

## 中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）素案について

中野区ユニバーサルデザイン推進計画（以下、「推進計画」という。）（第2次）については、これまでに、中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の答申を踏まえ、目標（目指すべき将来像）、施策の方向等を設定し、推進計画改定の考え方について示したところである。

これらを踏まえ、推進計画（第2次）について、以下のとおり素案をまとめたので、報告する。

- 1 推進計画（第2次）素案の構成
  - 第1章 計画の基本的な考え方  
計画の背景、位置づけ、期間
  - 第2章 ユニバーサルデザインの考え方  
ユニバーサルデザインの定義、ユニバーサルデザインに関連する考え方
  - 第3章 計画の展開  
基本理念と目標（目指すべき将来像）、現状と課題、施策の方向、成果指標と目標値、主な取組
  - 第4章 計画推進の取組  
施策の改善・向上（スパイラルアップ）
- 2 推進計画（第2次）素案  
別紙1（概要版）、別紙2（本文）のとおりに
- 3 意見交換会等の実施  
令和5年10月21日（土）10時～12時 中野区役所  
24日（火）19時～21時 野方区民活動センター  
別途、関係団体からの意見聴取を実施する。
- 4 今後のスケジュール（予定）  
令和5年12月 計画（案）について議会報告  
パブリック・コメント手続の実施  
令和6年 3月 計画の策定及び議会報告

## 中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）素案【概要版】

### 第1章 計画の基本的な考え方（本文p2）

- 区は、平成30年に「中野区ユニバーサルデザイン推進条例」、令和元年に「中野区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、取組を進めてきた
- 計画期間の終了に伴い、この間の社会情勢等を踏まえ、さらなる効果的な施策を実施・推進するために、推進計画（第2次）を策定する
- 「中野区基本計画」を上位とする個別計画とし、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とする

### 第2章 ユニバーサルデザインの考え方（本文p6）

- ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人々が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること（「中野区ユニバーサルデザイン推進条例」より）
- 障害のある人や高齢者等のニーズに応えながらバリアフリーの取組を推進することがユニバーサルデザインにつながる
- 「障害の社会モデル」を浸透させ、ユニバーサルデザインの推進に取り組む必要がある
- ハート（心のバリアフリー）が、区のユニバーサルデザインのすべての取組の根底

### 第3章 計画の展開（本文p10）

- 「中野区ユニバーサルデザイン推進条例」において、ハード、ソフト、ハートという3つの面から基本理念を規定
- 本計画では「ユニバーサルデザインの理解と実践が進んだまち」を目指し、基本理念ごとに目標（目指すべき将来像）を設定

基本理念		目標（目指すべき将来像）
ハード	支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で快適な歩行空間が整備されている</li> <li>● 誰でも利用しやすい公共交通が整備されている</li> <li>● 誰でもわかりやすい標識・サインが整備されている</li> <li>● 誰でも利用しやすい施設が整備されている</li> </ul>
ソフト	平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが使いやすいサービスや商品が普及している</li> <li>● 誰もがいつでもどこでも必要とする情報を容易に得られている</li> <li>● 一人一人に合ったサービスが提供されている</li> </ul>
ハート	一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心のバリアフリーの重要性への理解が広がっている</li> <li>● ユニバーサルデザインの考え方が理解されている</li> <li>● 様々な個性や多様性が尊重されている</li> </ul>

## 現状と課題、施策の方向、成果指標、主な取組

### 基本理念：ハード

- 現状と課題（本文 p 1 4）
  - ・ 多くの人々が往来する中野駅周辺では、すべての人が使いやすい施設や空間が求められている
  - ・ 公共施設は最新のユニバーサルデザインを取り入れることが重要で、施設設計段階で当事者等の意見を取り入れ、継続的な点検と改修のしくみが必要
- 施策の方向と成果指標（本文 p 1 5）

	施策の方向	成果指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
1	利用しやすく安全で快適な みち・公園づくり	バリアフリー基本構想で設定 した歩道の整備率	55.5%	66.4%
2	円滑に移動できる 交通環境づくり	区内移動の快適性に関する 満足度	61.2%	68%
3	利用しやすく配慮された 区有施設づくり	整備・改修する施設の新しい点 検の実施件数（R6からの累計）	-	10件
4	利用しやすく配慮された 民間施設・住宅づくり	バリアフリー基本構想で設定 した特定事業の整備率	63.0%	78.7%

- 主な取組（本文 p 1 6）

	主な取組	主な事業（本文から一部抜粋）
1-1	安全で快適に通行できる 道路・空間の整備	中野駅周辺・西武新宿線沿線まちづくり、道路バ リアフリー化、放置自転車対策、自転車マナー向上
1-2	安全で快適に利用できる 公園の整備	ユニバーサルデザインに配慮した園路やトイレの改 修、遊具の更新、公園のルールづくり
2-1	わかりやすい案内表示の 充実	公共サインの整備（ピクトグラムの導入、多言語化）
2-2	円滑に移動できる交通 サービスの検討・実施	交通弱者等が円滑に移動できる環境整備の検討、シ ェアサイクルの普及促進
2-3	利用しやすい駐車場・ 自転車駐車場の整備	東京都のガイドラインに基づく駐車場の整備促進、 自転車の多様化に合わせた自転車駐車場の整備
3-1	利用しやすい区有施設の 整備・改修	区有施設や小中学校の整備・改修、ユニバーサルデ ザインに配慮した庁舎、評価・点検のしくみ構築
3-2	最新のユニバーサルデザ インに関する研究	最新のユニバーサルデザインの研究、施設整備等へ の反映の検討
4-1	利用しやすい民間施設の 誘導・整備の支援	ユニバーサルデザインに配慮された施設の誘導、商 店街への周知・情報提供、公衆浴場改修経費補助
4-2	快適に暮らせる住宅の誘 導・整備の支援	障害者・高齢者住宅改修費用の一部給付、セーフテ ィネット住宅の普及促進

## 基本理念：ソフト

### ➤ 現状と課題（本文 p 2 2）

- ・ DXが進む一方で、ICTを活用した手続き等が困難な方への対応が課題となり、「人手による支援」等の選択肢の用意が必要
- ・ 情報が得にくい人に対する配慮も一層求められており、ピクトグラム、やさしい日本語の活用、多様な意思疎通支援等の整備が必要

### ➤ 施策の方向と成果指標（本文 p 2 3）

	施策の方向	成果指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
5	利用しやすくわかりやすい区のサービスづくり	行政手続における電子申請の利用割合	73.5%	85%
6	参加しやすい地域場のづくり	区民活動センター集会室利用率 (15施設の平均)	40.9%	55%
7	地域における利用しやすいサービス・商品づくり	ユニバーサルデザイン関連のセミナー参加者数（創業支援・啓発等）（R6からの累計）	—	200人
8	わかりやすい情報を簡単に得られる環境づくり	情報発信のユニバーサルデザインガイドラインに基づく見直し・改善数（R6からの累計）	682件*	1,000件

\*平成31年度から令和4年度までの累計値

### ➤ 主な取組（本文 p 2 4）

	主な取組	主な事業（本文から一部抜粋）
5-1	円滑に利用できるサービスの充実	多言語通訳・翻訳、新庁舎フロア案内、外国人相談窓口の設置、電子申請等の拡大、オンライン相談
5-2	災害・緊急時の迅速な情報提供と要配慮者への支援	災害時等発信情報の多言語化、多様な避難者に対応可能な避難所運営の検討、要配慮者等訓練参加促進
6-1	参加しやすい環境整備	ICTを活用した施設の利便性向上（Free Wi-Fi等）、オンライン講座の開催、手話通訳者等の派遣
6-2	スポーツ・健康づくりを楽しめる環境整備	障害者や高齢者、子どもをはじめすべての人が楽しめる環境整備、なかの元気アップ体操ひろばの実施
6-3	学びを楽しめる環境整備	児童館・歴史民俗資料館・区民活動センター等運営、図書館における障害者・高齢者向けサービスの充実
7-1	便利で魅力ある商店街の整備	商店街多文化対応事業の支援、キャッシュレス化・取引のデジタル化の支援
7-2	ユニバーサルデザインに資する事業創出の支援	ユニバーサルデザイン関連創業等支援セミナーや相談等の実施
7-3	事業活動における意識向上機会の促進	事業者向け障害者等対応セミナー実施、ユニバーサルデザインに取り組む企業のインセンティブの検討

	主な取組	主な事業（本文から一部抜粋）
8-1	I C Tを活用した区政情報等の発信	多様な方法で効果的な情報発信、地域のユニバーサルデザイン情報等を検索可能なシステム環境の整備
8-2	デジタルデバイドの解消に向けた取組	パソコン・スマートフォン教室等の開催、町会・自治会等公益活動のI C Tスキル向上のための費用助成
8-3	ユニバーサルデザインに配慮した広報物等の作成	既存広報物等の点検・見直し・改善、「やさしい日本語」ガイドラインの作成、「やさしい日本語」の広報
8-4	情報を得にくい人への支援	情報のバリアフリー化

### 基本理念：ハート

- 現状と課題（本文p 2 8）
  - ・ ユニバーサルデザインの普及啓発事業は、さらなる取組が必要
  - ・ 多文化共生、障害者理解等の普及啓発や、ユニバーサルデザインの理念、心のバリアフリーの重要性を広める取組を一層充実させ、浸透させることが必要
- 施策の方向と成果指標（本文p 2 9）

	施策の方向	成果指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
9	違いを超えて尊重しあう心を育む教育環境づくり	学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思う児童・生徒の割合	小6: 69.9%  中3: 79.9%	小6: 75%  中3: 85%
10	ユニバーサルデザイン推進の担い手づくり	ユニバーサルデザインサポーター養成者及び区民向け障害平等研修参加者の延べ人数(R6からの累計)	153人*	500人
11	ユニバーサルデザインの考え方を広げるしくみづくり	ユニバーサルデザインの認知度	60.7%	75%
12	個性や多様性を大切にする意識づくり	障害のある人に対する理解が「ある程度進んでいる」、「十分に進んでいる」と回答した人の割合	31.9%	41.9%

\*平成31年度から令和4年度までのユニバーサルデザインサポーター養成者の累計値

➤ 主な取組（本文p30）

	主な取組	主な事業（本文から一部抜粋）
9-1	学校等におけるユニバーサルデザインの推進	人権教育・道徳教育、特別支援教育への理解促進
9-2	指導方法の充実によるわかりやすい授業の実施	校内研究の活用、教職員向け研修
10-1	区職員の理解促進	ユニバーサルマナー研修、「やさしい日本語」研修、職員向け障害平等研修
10-2	ユニバーサルデザイン推進を担う地域人材の養成	ユニバーサルデザインサポーター養成講座、区民向け障害平等研修、多様な意思疎通支援者の養成
11-1	区民・事業者に対する普及啓発	事業者向けユニバーサルデザイン講座、区民向け障害平等研修、ユニバーサルデザイン普及啓発
11-2	区民団体等による普及啓発の取組の支援	政策助成において、「ユニバーサルデザインへの配慮」を組み入れた活動を行う区民団体等を支援
12-1	人権擁護・男女共同参画推進のための普及啓発	人権講演会、人権パネル展、男女週間関連事業（講演会、パネル展等）、情報誌等による普及啓発
12-2	多文化共生推進のための普及啓発	やさしい日本語出前講座、国際理解講座、国際交流協会の支援、姉妹都市等自治体との交流
12-3	障害者に対する理解促進のための取組	障害者施設等における交流事業への支援、区民ふれあい運動会、ヘルプカード・ヘルプマーク啓発事業
12-4	性的少数者に対する理解促進のための取組	パートナーシップ宣誓の運営・周知、性的マイノリティ区民講座

**第4章 計画推進の取組（本文p34）**

- 継続的に評価・点検を行い、施策の改善・向上（スパイラルアップ）を図る取組を推進。具体的には次の取組を実施。
- 有識者等による評価・点検のしくみの構築
  - 区職員への継続的な教育
  - 進行状況の把握・公表
  - ユニバーサルデザインに関する意識調査の実施
  - 計画改定時における審議会の設置
  - ユニバーサルデザインに係る要望・相談状況調査の実施

# 中野区ユニバーサルデザイン 推進計画（第2次）

素案

令和5年(2023年)10月  
中野区





# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の背景.....	2
2 計画の位置付け.....	5
3 計画期間.....	5

## 第2章 ユニバーサルデザインの考え方

1 ユニバーサルデザインの定義.....	6
2 ユニバーサルデザインに関連する考え方.....	7

## 第3章 計画の展開

1 基本理念と目標（目指すべき将来像）.....	10
施策の体系図.....	12
基本理念 ハード.....	14
施策の方向1 利用しやすく安全で快適なみち・公園づくり.....	16
施策の方向2 円滑に移動できる交通環境づくり.....	18
施策の方向3 利用しやすく配慮された区有施設づくり.....	19
施策の方向4 利用しやすく配慮された民間施設・住宅づくり.....	20
基本理念 ソフト.....	22
施策の方向5 利用しやすくわかりやすい区のサービスづくり.....	24
施策の方向6 参加しやすい地域の場づくり.....	25
施策の方向7 地域における利用しやすいサービス・商品づくり.....	26
施策の方向8 わかりやすい情報を簡単に得られる環境づくり.....	27
基本理念 ハート.....	28
施策の方向9 違いを超えて尊重しあう心を育む教育環境づくり.....	30
施策の方向10 ユニバーサルデザイン推進の担い手づくり.....	31
施策の方向11 ユニバーサルデザインの考え方を広げるしくみづくり..	32
施策の方向12 個性や多様性を大切にす意識づくり.....	33

## 第4章 計画推進の取組

1 施策の改善・向上（スパイラルアップ）.....	34
---------------------------	----

## 資料編

1 中野区ユニバーサルデザイン推進条例.....	36
--------------------------	----

# 第1章

## 計画の基本的な考え方

### 1

#### 計画の背景

##### 策定の目的

---

- 中野区では、すべての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、平成30年に中野区ユニバーサルデザイン推進条例、令和元年に中野区ユニバーサルデザイン推進計画を策定し、取組を進めてきました。
- 計画期間の終了に伴い、この間の社会情勢、区民意識の変化や直近の国等の動向を踏まえ、さらなる効果的な施策を実施・推進するために、推進計画（第2次）を策定します。

##### 社会情勢

---

- 新型コロナウイルス感染症は、社会に大きな影響を与えました。健康への心配を広げただけでなく、在宅勤務等の社会活動の変化をもたらしました。この影響もあって、テレワーク等のデジタル技術を活用した社会活動が急激に進展したことは、私たちの生活のあり方にも大きな変化が生じています。
- 中野区の人口は、33万人を超えていますが、令和17年をピークに減少することが予測されています。中野区は、若年層が全国に比較して多く、この若年層では外国籍の割合が多くなっている等の特徴があります。

○障害者手帳（身体・知的・精神）は、令和4年度で全区人口の4%にあたる13,656人が所持しています。バリアフリー、ユニバーサルデザイン、そしてダイバーシティ<sup>※1</sup>やインクルージョン<sup>※2</sup>が意識される時代にあっては、障害があってもできるだけ自立した暮らしができるよう、まちづくりを進めることが望まれています。これらの考えによる各種の取組は、平成27年に国連サミットで採択された国際目標、SDGs（持続可能な開発目標）の目標11「住み続けられるまちづくりを」等の実現に寄与するものと考えます。

## 区民意識

---

○ユニバーサルデザインについての中野区民の認知度は60.7%、理解度は37.6%となっています。（令和4年中野区区民意識・実態調査）

認知度：「詳しく知っている」「知っている」「言葉だけは知っている」の合計

理解度：「詳しく知っている」「知っている」の合計

○中野区内事業所のユニバーサルデザイン導入割合は27.9%です。

通路やスロープ等、ユニバーサルデザインの設備を取り入れている事業所の割合が30%程度に対し、見やすいWebサイトやサービス、社内研修等を実践している事業所の割合は15%程度となっています。（令和4年中野区男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査）

導入割合：実際にユニバーサルデザインを「取り入れている」の合計

---

※1 多様性のこと。性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害その他複合的な要素も含めて、様々な人がいることを表します。

※2 多様な人々が地域社会の一員として暮らすことができている状態のこと。

## 国・東京都の動向

---

- 国では、平成29年に策定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づく、共生社会<sup>※3</sup>の実現に向けた様々な分野での取組は、「ユニバーサルデザイン2020評価会議」によって、取組の継続が重要であることが示されています。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が令和2年に改正され、旅客支援や情報提供等のソフト面の取組の強化や「心のバリアフリー」の推進等が盛り込まれました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正により、民間事業者による社会的障壁の除去に係る必要かつ合理的な配慮の提供は、令和6年4月に努力義務から義務へと強化されます。
- 令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法）」が成立・施行され、国や地方公共団体の責務が明記されています。
- 東京都では、すべての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、東京都福祉のまちづくり推進計画（2019年度～2023年度）に基づき、福祉のまちづくりを計画的に推進しています。

---

<sup>※3</sup> 障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会のこと。

## 区のこれまでの動き

---

- 令和元年に定めた中野区ユニバーサルデザイン推進計画では、第1次計画として目標（目指すべき将来像）や施策の方向を示し、進捗状況を公表しています。
- 令和2年に「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」と「中野区手話言語条例」、令和3年に「人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を策定し、社会的障壁がない社会やすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

## 2 計画の位置付け

- 中野区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、ユニバーサルデザインに関する取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。「中野区基本計画」を上位とする個別計画であり、関連する個別計画と整合を図り、策定します。

## 3 計画期間

- 令和6年度から令和10年度までの5か年をこの計画の期間とします。

## 第2章

# ユニバーサルデザインの考え方

## 1

### ユニバーサルデザインの定義

- ユニバーサルデザインは、「ユニバーサル」(**U**niversal、すべての、普遍的な)と「デザイン」(**D**esign、設計、計画)を組み合わせた言葉で、「すべての人のためのデザイン」を意味しています。それぞれの言葉の頭文字をとって、「UD (ユーディー)」とも言われます。
- ユニバーサルデザインは、建物だけでなく、教育、情報、サービス等あらゆる分野に取り入れることができる考え方です。中野区では、ユニバーサルデザインを次のように定義しています。

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人々が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること。

(中野区ユニバーサルデザイン推進条例第2条)

## 2

## ユニバーサルデザインに関連する考え方

### バリアフリー

- 「バリアフリー」とは、多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことです。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処する考え方です。
- バリアフリーとユニバーサルデザインは優劣の関係ではなく、どちらも暮らしやすい社会の実現を目指す考え方です。
- 障害のある人や高齢者等のニーズに応えながらバリアフリーの取組を推進し、できるだけ多くの人々が安全で快適に暮らすことができる環境をつくるのがユニバーサルデザインにつながります。

### 障害の社会モデル

- 「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方です。
- 平成18年に国際連合で採択された障害者権利条約で「障害の社会モデル」の考え方が示されており、日本でも法律でその考え方を取り入れています。
- 「障害の社会モデル」の考え方を浸透させ、ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいく必要があります。



## 心のバリアフリー

---

○「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは次の3点です。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないように徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や傷みを想像し、共感する力を培うこと。

（「ユニバーサルデザイン2020行動計画」より）

○「心のバリアフリー」は、中野区ユニバーサルデザイン推進条例に示す基本理念の一つである「ハート」と同じ考え方です。この考え方は、区のユニバーサルデザインに関するすべての取組の根底にあります。



## コラム

## ユニバーサルデザインの7原則

○ユニバーサルデザインの7原則は、アメリカのロナルド・メイス氏をはじめとする研究者等がまとめたものです。ユニバーサルデザインを理解する上で基本となる考え方で、ユニバーサルデザインの取組の方向性を明確にしています。

1	公平性	誰でも公平に使える (例) ノンステップバス	
2	柔軟性	利用者に応じた使い方ができる (例) 高さの異なる手すり	
3	単純性	使い方が簡単で、すぐに理解できる (例) 大型スイッチ	
4	安全性	使い方を間違えても重大な結果につながらない (例) ホーム落下防止の二重扉	
5	わかりやすさ	必要な情報がすぐに理解できる (例) ピクトグラム <sup>※4</sup>	
6	省体力	無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使える (例) レバー式のドア	
7	空間性	利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されている (例) ユニバーサルデザインに配慮したトイレ	

※4 文字の代わりに表示する絵文字や図記号で、言葉がわからなくても直感的に内容を伝えることができます。

# 第3章

## 計画の展開

### 1

#### 基本理念と目標（目指すべき将来像）

○中野区ユニバーサルデザイン推進条例において、ユニバーサルデザインを効果的に進めるため、ハード、ソフト、ハートという3つの面から基本理念を定めています。

ハード：支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進

ソフト：平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進

ハート：一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進

○この計画では、「ユニバーサルデザインの理解と実践が進んだまち」を目指し、ユニバーサルデザインに関する取組の目的を明確にするため、基本理念ごとに目指すべき将来像として目標を定めます。この目標の実現に向け、総合的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

## 基本理念

### ハード

支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進

## 目標(目指すべき将来像)

- 安全で快適な歩行空間が整備されている
- 誰でも利用しやすい公共交通が整備されている
- 誰でもわかりやすい標識・サインが整備されている
- 誰でも利用しやすい施設が整備されている

### ソフト

平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進

- 誰もが使いやすいサービスや商品が普及している
- 誰もがいつでもどこでも必要とする情報を容易に得られている
- 一人一人に合ったサービスが提供されている

### ハート

一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進

- 心のバリアフリーの重要性への理解が広がっている
- ユニバーサルデザインの考え方が理解されている
- 様々な個性や多様性が尊重されている

# 施策の体系図





























































